

修正履歴有

# 武蔵野市学校施設整備基本計画 (案) Ver. 1

令和2(2020)年 月

武蔵野市学校施設整備基本計画策定委員会



# 第1章 学校施設整備基本計画について

## 1 計画策定の背景・目的

本市の市立小中学校施設の多くは昭和30～50年代に建築され、最も古い学校施設は令和2(2020)年に築後60年となります。

市では、平成25(2013)年3月に『公共施設再編に関する基本的な考え方』をまとめ、既存施設を安全性や利便性など必要な改善を実施して、長寿命化を図りながら原則60年は使用することとしました。

学校施設についても、この方針に基づき維持管理を行ってきましたが、今後連続して築後60年が到来することから、計画的に更新を行う必要があります。

これまで、武蔵野市教育委員会では新たな教育課題、学校の適正規模、地域の公共施設として学校施設に求められる機能などについて検討した結果を『武蔵野市学校施設整備基本方針』(平成27(2015)年5月)および『武蔵野市学校施設整備基本計画中間のまとめ』(平成29(2017)年2月)として公表しました。

学校施設の更新は多大な費用と時間を要し、市政に大きな影響を与えるため、着実かつ計画的に実施できるよう、本計画において今後20年間余を見据えた、目指すべき学校施設の基本的な方向性と、具体的な施設の整備方針を定めるものです。

本計画に基づき、更新時の物理的余裕および地域性を鑑み、学校ごとに検討を行います。

## 2 計画の位置付け

### (1) 国の計画との整合

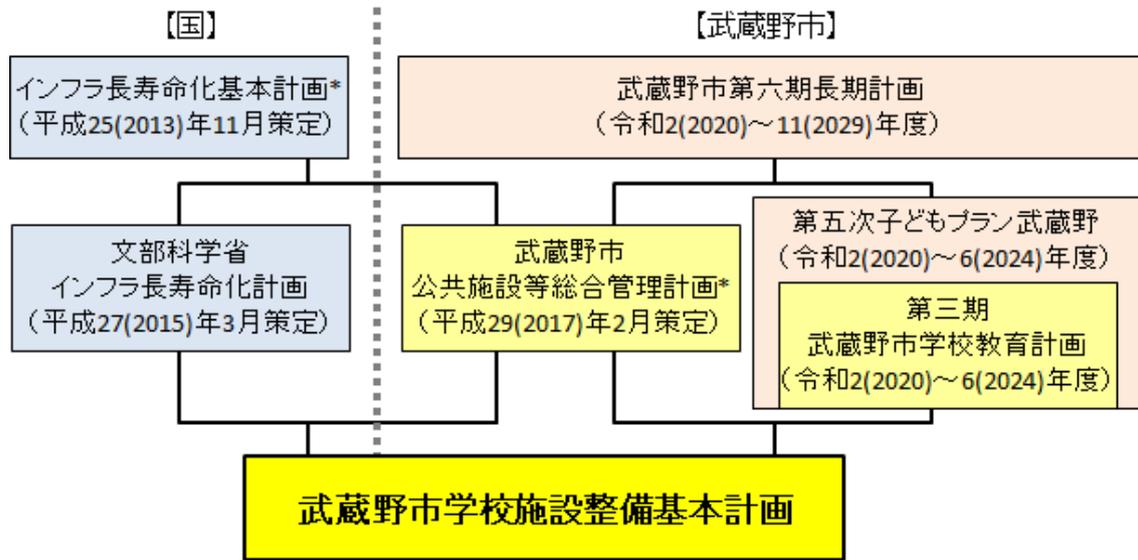
国の『インフラ長寿命化基本計画\*』において、各自治体は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにし、整備の基本的な方針として公共施設等総合管理計画\*を策定することとされています。

さらに、各自治体は公共施設等総合管理計画\*に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、個別施設計画(長寿命化計画)を令和2(2020)年度までのできるだけ早い時期に策定することが求められており、本計画は本市の学校施設についての個別施設計画となります。

### (2) 本市の他計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である『武蔵野市第六期長期計画』に続く、教育分野の個別計画である『第三期学校教育計画』の内容を踏まえ、学校教育施設についての具体的な方針を示した計画であると同時に、『武蔵野市公共施設等総合管理計画\*』の学校教育施設の類型別施設整備計画でもあります。

【図表 1 本計画と上位計画の関係図】



ほか、本市の『地域防災計画』『生涯学習計画』『都市計画マスタープラン』等の関連計画との整合を図っています。

### 3 計画の対象

本計画の対象は、本市が所管する学校施設（小学校 12 校、中学校 6 校）とします。

【図表 2 武蔵野市立小中学校一覧】

小学校		中学校	
第一小学校	吉祥寺本町 4-17-16	第一中学校	中町 3-9-5
第二小学校	境 4-2-15	第二中学校	桜堤 1-7-31
第三小学校	吉祥寺南町 2-35-9	第三中学校	吉祥寺東町 1-23-8
第四小学校	吉祥寺北町 2-4-5	第四中学校	吉祥寺北町 5-11-41
第五小学校	関前 3-2-20	第五中学校	関前 2-10-20
大野田小学校	吉祥寺北町 4-11-37	第六中学校	境 3-20-10
境南小学校	境南町 2-27-27		
本宿小学校	吉祥寺東町 4-1-9		
千川小学校	八幡町 3-5-25		
井之頭小学校	吉祥寺本町 3-27-19		
関前南小学校	関前 3-37-26		
桜野小学校	桜堤 1-8-19		

【図表3 武蔵野市立小中学校配置図】



#### 4 計画の期間と見直しのサイクル

本計画は令和2(2020)年度から、大部分の学校の更新が視野に入る令和25(2043)年度までの24年間で全体の計画期間とします。そして、全体期間を3期に分け、当初の計画期間を令和9(2027)年度末までの8年間とし、その期間中に更新する学校を定め、順次設計、施工を進めていきます。

ただし、各学校の改築にかかる期間、計画期間内に児童・生徒数推計の実施時期の増減、教育内容の変化、社会情勢の変化、建築技術の革新、本市の財政状況の変化など、様々な変動が生じることが見込まれるためを考慮し、定期的に計画の改定を最後の1年を重複させ、次期の改定を令和8(2026)年度に行います。改定の時期は、本市の長期計画の策定期間に合わせ8年ごととし、次の見直しを令和9(2027)年度に行います。

## 第2章 学校施設整備の現状と課題

### 1 学校施設の保有状況

【図表4-1 学校施設基本情報（小学校）】

施設名	建物名	敷地面積 (㎡)	構造	階数	延床面積* (㎡)	建築年度		築年数 (2019)
						西暦	和暦	
第一小学校	校舎棟	10,591	RC	5	4,369	1968	S43	51
	体育館棟		RC+S	3	791	1969	S44	50
	プール更衣室棟		S	2	296	2000	H12	19
第二小学校	校舎棟	9,850	RC	4	5,030	1967	S42	52
	体育館棟		RC+S	3	777	1967	S42	52
第三小学校	校舎棟	11,370	RC	4	4,564	1969	S44	50
	北校舎棟		RC	3	552	1974	S49	45
	体育館棟		RC+S	3	870	1968	S43	51
	第二体育館棟	857	RC	3	823	1987	S62	32
第四小学校	北校舎棟	13,045	RC	5	5,264	1972	S47	47
	南校舎棟		RC	2	1,106	1978	S53	41
	体育館棟		RC+S	3	771	1968	S43	51
第五小学校	北校舎棟	9,710	RC	4	2,593	1960	S35	59
	西校舎棟		RC	4	2,710	1972	S47	47
	体育館棟		RC+S	3	1,483	1971	S46	48
大野田小学校	校舎棟	15,051	RC	6	12,150	2004	H16	15
	西校舎棟		S	2	382	2017	H29	2
	体育館棟		RC+S	2	1,268	1979	S54	40
境南小学校	東校舎棟	14,192	RC	4	2,505	1971	S46	48
	西校舎棟		RC	5	5,163	1975	S50	44
	体育館棟		RC+S	2	789	1976	S51	43
	調理場棟		RC	1	361	1975	S50	44
本宿小学校	校舎棟	11,482	RC	5	6,671	1978	S53	41
	体育館棟		RC+S	2	794	1978	S53	41
	調理場棟		RC	1	354	1978	S53	41
千川小学校	校舎棟	10,714	RC	5	6,075	1996	H8	23
	体育館棟		RC	2	3852	1996	H8	23
井之頭小学校	校舎棟	9,987	RC	5	5,445	1974	S49	45
	体育館棟		SRC	3	2,110	1986	S61	33
関前南小学校	校舎棟	12,620	RC	4	3,631	1971	S46	48
	体育館棟		RC+S	2	752	1971	S46	48
桜野小学校	校舎棟	12,176	RC	4	5,134	1977	S52	42
	北校舎棟		RC	3	1,483	2010	H22	9
	西校舎棟		S	3	1,128	2014	H26	5
	体育館棟		RC+S	4	3,022	2001	H13	18

RC : 鉄筋コンクリート造

S : 鉄骨造

SRC : 鉄骨鉄筋コンクリート造

【図表4-2 学校施設基本情報（中学校）】

施設名	建物名	敷地面積 (㎡)	構造	階数	延床面積* (㎡)	建築年度		築年数 (2019)
						西暦	和暦	
第一中学校	校舎棟	15,335	RC	4	5,880	1963	S38	56
	西校舎増築棟		RC	2	372	1983	S58	36
	音楽室棟		RC	2	337	1988	S63	31
	体育館棟		SRC	5	4,030	1982	S57	37
第二中学校	校舎棟	15,024	RC	5	5,976	1967	S42	52
	東校舎増築棟		RC	2	264	1992	H4	27
	体育館棟		SRC	4	2,973	1984	S59	35
第三中学校	校舎棟	13,700	RC	4	4,041	1971	S46	48
	体育館棟		SRC	5	4,730	1982	S57	37
第四中学校	校舎棟	19,996	RC	5	8,538	1974	S49	45
	体育館棟		RC+S	5	6,892	1992	H4	27
	特別学級棟		S	2	451	1991	H3	28
第五中学校	校舎棟	19,559	RC	3	4,419	1961	S36	58
	北校舎増築棟		RC	2	427	1974	S49	45
	プール更衣室棟		RC	1	107	1984	S59	35
	音楽室棟		RC	2	264	1985	S60	34
	体育館棟		RC+S	2	1,288	1964	S39	55
第六中学校	西校舎棟	10,392	RC	5	4,686	1971	S46	48
	東校舎棟		RC	3	2,132	1980	S55	39
	体育館棟		RC+S	3	1,153	1972	S47	47

## 2 これまでの学校施設の整備状況

【図表5 学校施設の主な整備】

年度	内容
昭和30～50年代(1955～1984年)	校舎、体育館の非木造化
昭和55(1980)～62(1987)年度 平成14(2002)～18(2006)年度 平成20(2008)～21(2009)年度	学校施設耐震補強
平成5(1993)～8(1996)年度	千川小改築事業
平成8(1996)年度	旧境北小と旧桜堤小を統合し、桜野小開校
平成10(1998)～23(2011)年度 平成14(2002)～17(2005)年度	小学校内への子どもクラブ*設置 小学校内へのあそべえ*設置
平成15(2003)～16(2004)年度	大野田小改築事業
平成17(2005)年度～	予防保全*(劣化保全・改良保全)の事業化
平成22(2010)年度 平成26(2014)年度	桜野小校舎増築(児童増対策)
平成23(2011)年度～	普通教室、特別教室等への空調設備設置
平成27(2015)～30(2018)年度	特定天井の耐震改修
平成29(2017)年度	校内無線LAN*化
平成29(2017)年度	大野田小校舎増築(児童増対策)
平成30(2018)～令和元(2019)年度	体育館への空調設備設置

### 3 現状と課題

#### (1) 老朽化への対応

##### ア 現状

令和元(2019)年度末時点で最も古い棟の築年数が、施設の更新時期に近い築後 50 年以上である学校が 44%であり、長寿命化改修\*を行う時期の目安とされる築後 45 年程度(文部科学省『長寿命化改修\*の手引き』より)を超える学校を加えると、全体の 77%となります。

【図表 6 学校施設築年分類】

	50 年以上	45 年以上 50 年未満	45 年未満
小学校	5 校	3 校	4 校
中学校	3 校	3 校	0 校
全体割合	44%	33%	22%

##### イ 課題

本市では、大半の学校で築年数が 45 年を超えており、かつ、更新の目安とする築後 60 年到来が 2020 年代後半～2030 年代前半に集中するため、計画的な更新と、更新までの適切な維持管理を行う必要があります。

#### (2) 児童生徒数の推移と今後の推計

##### ア 現状

小学校児童数は昭和 55(1980)年度、中学校生徒数は昭和 61(1986)年度をピークに下がり始め、平成 24(2012)年度に[現在](#)それぞれ当時の 5 割、4 割程度まで減少した後、再び増加傾向にあります。

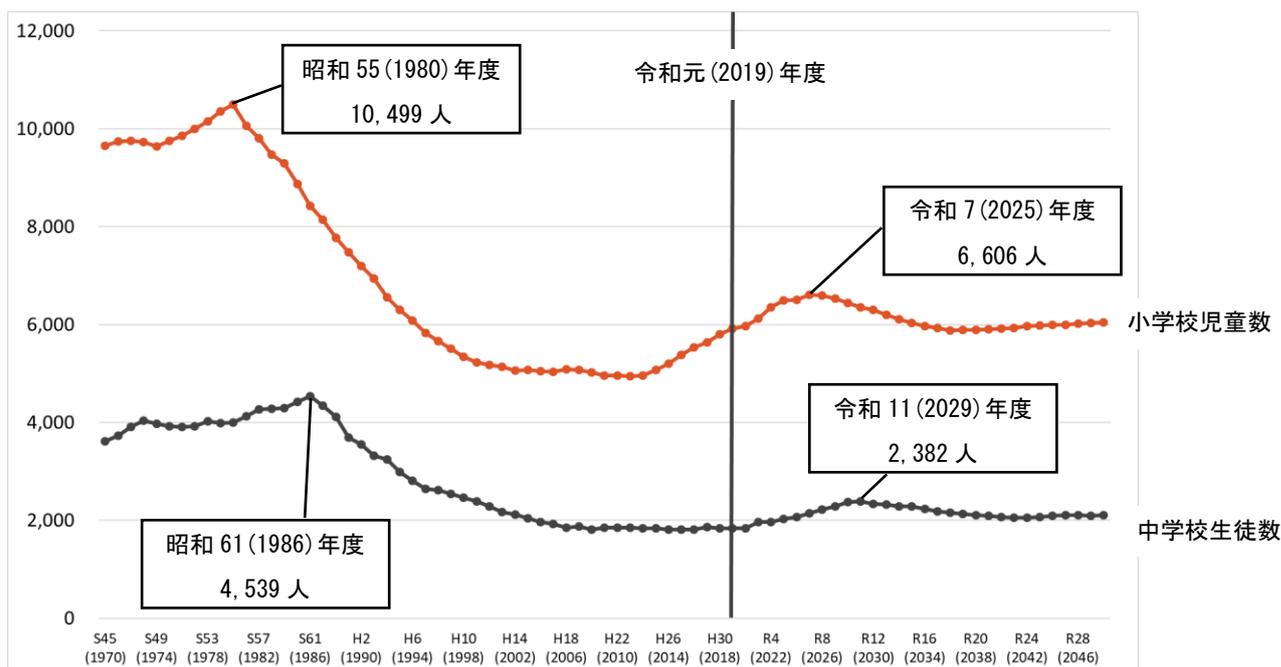
今後の市立小中学校の児童生徒数の推計は、市内のマンション開発による転入および出生数の増加等の影響を受け、しばらく増加した後なだらかな減少傾向となるものの、30年後は小学校児童数、中学校生徒数とも現在より若干増加する見込みです。

##### イ 課題

児童生徒数の推計値は更新する学校施設の規模に大きな影響を与えますが、推計の実施時期により結果に差異が生じるため、市の長期計画・調整計画を策定する際に実施する児童生徒数推計をはじめとした最新の推計値を注視するとともに、児童生徒数の変化に柔軟に対応できる施設とする必要があります。

将来的に人口が減少し、学校教育法施行規則等の法令および『武蔵野市学校施設整備基本方針』で規定する適正規模を下回る学校については、学区の見直しや、統廃合および施設の複合化\*・多機能化\*を検討する必要があります。

【図表 7 市立小中学校児童生徒数の推移 昭和 45(1970)年度～令和 30(2048)年度】



昭和45(1970)年度～令和元(2019)年度：5月1日現在の児童生徒数  
 令和2(2020)～30(2048)年度：児童生徒数推計（平成30(2018)年度 武蔵野市）

### (3) 財政の現状と今後の予測

#### ア 現状

市立小中学校他の学校施設整備に必要な資金を積み立てるためとして、平成13(2001)年度に武蔵野市学校施設整備基金\*を設置し、平成30(2018)年度末現在で約123億円を積み立てています。

一方、本市の公共施設の床面積において学校施設は52%を占めており、今後の老朽化対策には多大な財政負担が予想されます。

#### イ 課題

今後も健全な財政を維持しながら、公共施設等の更新を着実に進め、将来にわたって充実した公共サービスを継続していくためには、市の将来的な財政予測を見据え、その範囲内で実施更新できるように、学校施設の規模や整備水準が過大とならないようにしなければなりません。

また、財政負担集中への調整の観点から平準化するため、1年あたりの建設校数などを考慮し、最適な更新時期を決定する必要があります。

### (4) 標準的な施設整備水準の確保

#### ア 現状

従来の学校施設は、市としての標準的な基準が無く整備を行ってきたため、規模の基

本単位となる普通教室の大きさが違うなど、学校ごとに整備水準に差異が生じています。

習熟度別学習用教室、特別支援教室\*等、新たに必置となった施設の整備は完了していますが、多目的室、ランチルーム\*など任意とされる施設も含め、余裕教室\*を転用し設置されていることが多いため、学校ごとに諸室の種類や室数、面積に差異があります。

## イ 課題

公立学校として、可能な限りすべての学校で公平な教育環境を整える必要があるため、本計画においては、今後の学校施設に必要な機能・性能を明確にし、規模と水準の考え方を定める必要があります。

### (5) 新たな教育的ニーズへの対応

#### ア 現状

令和2(2020)年度より全面実施(中学校は令和3(2021)年度)となる新学習指導要領においては、主体的・対話的で深い学び\*の実現に向けた授業改善が求められています。また、情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力と位置付けられ、今後の学習活動において、積極的にICT\*を活用することが想定されています。

今後の学習活動においては、図書・映像・インターネット等あらゆる媒体からの情報を日常的かつ同時に扱う必要も生じることから、従来の学校図書館、パソコン教室等のあり方を見直す必要があるほか、普通教室についても、対話的かつ多様な学習活動に対応できるよう整備することが求められます。

特別支援教育においては、対象となる児童生徒の増加に対応するため、平成29(2017)年度に第三小学校にひまわり学級を設置しました。特別支援教室\*については、~~を~~平成29(2017)年度に全小学校へ設置し、令和2(2020)年度からは全中学校に設置します。

【図表8 市立小中学校施設内の特別支援学級\*等】

障害種別	小学校	中学校
知的障害	ひまわり学級(第三小) むらさき学級(大野田小) けやき学級(境南小)	群咲学級(第四中)
難聴・言語障害 (通級制)	こだま学級(桜野小)	エコールーム(第一中) (難聴のみ)
肢体不自由	いぶき学級(大野田小)	いぶき学級(第四中)
情緒障害等	特別支援教室*(全校)	

## イ 課題

新たな教育的ニーズに対応できるよう、普通教室および諸室を整備するとともに、多様な学習形態に対応できる空間にする必要があります。また、ICT\*機器の進歩や活用方法の多様化変化など、常に最新の情報を踏まえ、~~ICT\*機器の導入・使用に対応した~~施設の整備を行う必要があります。

また、インクルーシブ教育システム\*の構築に向けた取り組みとして、障害の有無に

関わらず誰もが利用しやすく、学ぶことができるように基礎的環境整備\*推進の観点から施設教育環境を整備するとともに、全ての児童生徒や教職員が交流を図ることができる施設とする必要があります。

特別支援教育については、施設の更新の際には、将来的に必要となる規模と配置を考慮しながら整備を進める必要があります。

## (6) 学校施設を取り巻く環境の変化

### ア 現状

学校運営では、教員以外の外部からの支援人材や地域人材の協力が不可欠であり、学習指導要領においても、社会に開かれた教育課程が求められています。

また、地震による災害への対策に加え、近年の地球温暖化による水害、風害の増加により、避難所としての学校施設の充実が求められているほか、学校および子どもの安全に対する意識が高まり、学校における防犯、不審者対策の強化が求められています。

さらに、女性の就労率の上昇等により、児童の放課後対策であるあそべえ\*、子どもクラブこどもクラブ\*の充実も求められています。

SDGs\*は国際社会共通の目標であり、本市の学校施設整備においてもその達成に向けた取り組みが求められます。

### イ 課題

学校の教職員のほか、保護者、地域住民、支援人材がチーム学校\*として円滑に活動できるよう、施設を計画する必要があります。

また、防災面では校庭、屋内運動場\*、多目的室、防災倉庫等、避難所として必要なスペースと機能を明確にし、計画的に配置する必要があります。安全対策については、学校教育としての必要性に加え、地域住民の利用、防災等の観点から総合的に検討する必要があります。

あそべえ\*、子どもクラブこどもクラブ\*は引き続き学校内に設置することとしますが、必要規模等、整備についての考え方を整理する必要があります。

SDGs\*の項目の中でも、環境問題は喫緊を要する課題です。学校施設は、環境負荷の低減や自然との共生を考慮した施設とする必要があります。

## (7) 建築上の制約条件の変化への対応

### ア 現状

高さ制限\*や日影規制\*など、建築以後に改正された法規制等により、現在と同じ規模、同じ配置では更新ができない場合があります。また、10 ページ【図表9 建築制限上の課題】のとおり、児童生徒数の推計を踏まえ、必要な機能を反映させた結果、更新後の施設の規模が現在より大きくなる学校があります。

### イ 課題

教育活動を十分に行うための校地を確保できない場合には、【図表9】の①～⑤に示した条件の整理、更新年次の調整等を行う必要があります。~~るほか、~~

また、施設を効率的・効果的に配置するため、一つの学校の中で、建物により建築年が違う場合は、校舎棟の更新と同時に他の棟を合わせて同時に更新する必要があるほか、現在の校庭に更新後の建物を建てるなど、配置を大幅に変えなければならない可能性があります。

さらに、児童生徒数推計が大きく変動した場合には学区を見直す必要が生じる可能性があります。

【図表9 建築制限上の課題】

学校名	用途地域*	敷地面積 (㎡)	建蔽率* (%)	許容建築面積 *(㎡)	容積率* (%)	許容延床面積 *(㎡)	高さ制限* (m)※
第一小学校	第一種低層住居専用地域	10,379	50.6	5,359	104	11,015	12
	近隣商業地域	212					
第二小学校	第一種低層住居専用地域	9,850	40	3,940	80	7,880	12
第三小学校	第一種低層住居専用地域	11,370	60	6,822	100	11,370	12
第四小学校	第一種低層住居専用地域	13,045	50	6,523	80	10,436	12
第五小学校	第一種中高層住居専用地域	9,710	70	6,797	180	17,478	15
大野田小学校	第一種住居地域	15,051	70	10,536	200	30,102	23
境南小学校	第一種中高層住居専用地域	14,192	80	11,354	200	28,384	23
	第二種中高層住居専用地域						
本宿小学校	第一種低層住居専用地域	11,482	50	5,741	80	9,186	12
千川小学校	第一種住居地域	10,714	80	8,571	200	21,428	23
井之頭小学校	第一種低層住居専用地域	9,987	70	6,991	100	9,987	12
関前南小学校	第一種低層住居専用地域	12,620	50	6,310	80	10,096	12
桜野小学校	第一種中高層住居専用地域	12,176	70	8,523	200	24,352	20
第一中学校	第一種中高層住居専用地域	15,335	80	12,268	200	30,670	17
第二中学校	第一種中高層住居専用地域	15,024	70	10,517	200	30,048	15
第三中学校	第一種中高層住居専用地域	13,700	70	9,590	200	27,400	15
	第二種中高層住居専用地域						
第四中学校	第一種住居地域	19,996	80	15,997	200	39,992	23
第五中学校	第一種低層住居専用地域	16,764	52.85	10,337	97.14	18,999	12
	第一種中高層住居専用地域	2,795					
第六中学校	第一種低層住居専用地域	10,392	50	5,196	80	8,314	12

※高さ制限\*(m)が12mの場合は、建築基準法第55条第2項に基づく特定行政庁\*の認定が必要である。

必要施設規模				計算上の余裕面積 (㎡)		課題解決		学校名
延床面積* (㎡)	想定建築面積* (延床面積*/ 想定階数) (㎡)	想定階数 (地上/地下)	校庭等建物以 外の面積 (㎡)	延床面積*	建築面積*	想定される方法	難易度	
				許容延床面積*- 必要延床面積*	敷地面積-想定建 築面積*-建物以 外の必要面積			
8,141	2,035	3/1	6,512	2,874 (敷地が不整形)	2,044	④	大	一小
8,591	2,148	3/1	6,474	-711	1,229	① ② ③ ④ ⑤	大	二小
8,687	2,172	3/1	7,092	2,683	2,106			三小
8,301	2,075	3/1	7,367	2,135	3,603			四小
10,306	2,577	3/1	6,620	7,172	514	① ② ③	大	五小
11,937	2,387	4/1	7,342	18,165	5,322			大野田小
12,420	2,484	4/1	7,228	15,964 (敷地が不整形)	4,480	④		境南小
8,118	2,030	3/1	7,132	1,068	2,321			本宿小
7,899	1,580	4/1	6,547	13,529	2,587			千川小
10,299	2,575	3/1	6,611	-312	801	① ② ③ ④ ⑤	大	井之頭小
8,115	2,029	3/1	7,438	1,981	3,153			関前南小
12,724	2,545	4/1	6,893	11,628	2,738			桜野小
9,406	2,352	3/1	10,421	21,264	2,563			一中
8,437	2,109	3/1	10,195	21,611	2,720			二中
7,709	1,927	3/1	9,776	19,691	1,997			三中
9,565	1,913	4/1	10,983	30,427	7,100			四中
8,247	2,749	3/0	10,874	10,752	5,935			五中
7,646	1,912	3/1	9,414	668	-934	① ② ③ ④	大	六中

① 用途地域*を変更する	大
② 地区計画*を導入する	大
③ 学区区域を変更する	大
④ 隣地等、敷地を拡張する	大
⑤ 一部機能を校外設置する	大

## (8) ファシリティマネジメントに基づく計画、維持管理

### ア 現状

本市では、ファシリティマネジメント\*の考え方に基づき、公共施設の維持管理について、平成 17(2005)年度より予防保全\* (劣化保全・改良保全) を実施し、さらに将来的な整備・更新を計画的かつ着実に行うため、平成 28(2016)年度に『武蔵野市公共施設等総合管理計画\*』を策定しました。

同計画で示されるとおり、一般的なコンクリートの供用期間\*が 65 年とされていること、コンクリートの中酸化\*進捗から推計すると 60 年程度で鉄筋の腐食が始まること、日本建築学会発行『建築物の耐久計画に関する考え方』における目標耐用年数が 60 年であることおよび施設の機能的限界も勘案し、学校施設は築後 60 年での更新を基本とします。

### イ 課題

『武蔵野市公共施設等総合管理計画\*』の個別施設計画として、その目的である長期的な健全財政に向けた公共施設等の維持・更新および安全性や利便性に優れた公共施設等の再整備に寄与する計画とする必要があります。

具体的には、基本方針および類型別方針に沿ったうえで、全市的な教育機能の配置、教育内容の質の確保および向上の視点とともに、複数の学校による学校施設の共同利用および地域の実情にあわせた多機能化\*・複合化\*を検討する必要があります。

また、更新までの施設および更新後の施設いずれについても、予防保全\*の考え方に基づき、健全な状態を維持する必要があります。

## 第3章 学校施設整備にあたっての考え方

### 1 これからの武蔵野市の学校教育に求められる目標と施策の基本的な方向性

義務教育9年間を通して、意図的・計画的に発達段階に応じた教育を進め、社会の中で自分の役割を果たしながら、人間力を高め、自分らしい生き方を実現する教育を目指します。

「知」については、基礎・基本の定着や問題解決能力の育成等に重点を置いた連続性・系統性をもった指導を通して、子どもたちに学ぶ意欲を育み、将来に夢や希望をもって力強く歩んでいける力を一層育みます。

「徳」については、地域の方々の支援を受けながら、社会性や市民性の向上に重点をおいた指導を通して、一人一人の多様性を認め、他者への思いやりの心をもつ子どもたちを育てます。また、社会の一員としての自覚をもち、自己有用感を高めながら自分の意見や意思をもって行動できる力を育てます。

「体」については、体力と健康の基礎づくりや運動能力の向上に重点を置いた指導を通して、生涯にわたって健康の保持増進や、運動習慣を確立するための基礎を培います。同時に、運動部活動の地域スポーツ化\*を進めます。

また、配慮を要する子どもへの特別な支援をはじめ、子どもの貧困問題の解決や地域コミュニティの活性化という視点に立って、学校と保護者や地域の方々が力を合わせて子どもたちの育ちや学びを支援する地域基盤をより一層確かなものとします。そのため、「子どもの最善の利益」に寄り添うことができる、総合的な成長支援の基盤としての学校づくりを目指します。

このような目標のもと、第三期学校教育計画では今後5年間（令和2（2020）～6（2024）年度）の学校教育の基本的な方向性を示しています。

基本理念は、「自ら人生を切り拓き、多様な他者と協働してよりよい未来の創り手となる力を育む」で、このような力を子どもたちに育成するため、今まで大切にしてきた「生きる力」を育む教育を一層推進するとともに、子どもたちが様々な変化に主体的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく力などを十分に身に付けられるよう、教育活動を展開します。

この基本理念のもと、施策の基本的な考え方として以下を掲げています。

#### (1) これからの時代に求められる資質・能力を育む教育

子どもたちが、主体的に、対話的に、深く学ぶことによって学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて理解したり、生涯にわたって能動的に学び続けたりするために必要な力を育む教育活動を展開します。また、思考力・判断力・表現力等を育成するため、生涯学習事業とも連携していきます。

子どもたちがどのような職業や人生を選択するかにかかわらず、また、どのような場

所で生活しようとも、変化を前向きに受け止め、人間ならではの感性を働かせて、人生や社会をより豊かなものにしていけるよう、必要な資質・能力を育みます。

## (2) 自信を高め、意欲を育む教育

子どもたち一人一人が、自分のよさや可能性を認識して「自分らしさ」を見失うことなく、自らの力の向上に向けて努力し、安心できる環境の中で、自らの力を最大限発揮できるように自信や意欲を高める教育を推進します。

## (3) 多様性を生かす教育

様々な背景をもつ子どもたちが一緒に学ぶ公立学校は、これからの社会の形成者として欠かせない、互いのよさを生かして協働する力や優しさ、思いやりなどの人間性を幅広く育むことができる強みをもっています。

この公立学校の強みを生かし、多様な他者と協働しながら、答えのない課題に対して納得解や最適解を見いだす力を育てる等、よりよい社会を創っていくための多様性を生かす教育を進めます。

## (4) 学校・家庭・地域が相互に連携、協働した教育

家庭や地域社会が担うべき役割を明確にするとともに、PTA や地域社会の持続性にも配慮しながら、学校・地域社会・家庭がそれぞれの役割を主体的に果たし、同じ目的に向かって取り組めるよう、相互の意思疎通を十分に図り、連携・協働した教育を進めます。

## 2 学校施設整備に向けた考え方

### (1) 学習や教育の変化に対応し、主体的・対話的な学びができる施設

#### ア 多様な学習形態を可能とする教室・教室まわり

普通教室については、多様な学習内容・学習形態および児童生徒の主体的な活動を支援し、豊かな創造性を発揮できる空間として計画します。

普通教室を、一斉指導による学習以外に、**テイチ**ームティーチング（複数教員による協力的指導）による学習、個別学習、習熟度別・少人数指導による学習、グループ学習等の活動および児童生徒の学習成果の発表などに対応するための学習メディア等が活用できる多目的な空間として整備するとともに、同様の多目的な用途や複数学年による学習等で使用できる多目的室を、普通教室と連携しやすい場所に整備します。

#### イ 主体的な学習活動を支援するラーニング・コモンズ\*の整備

主体的な学習活動を支援する場として、ラーニング・コモンズ\*を整備します。ラーニング・コモンズ\*内には従来の学校図書館のほか、パソコン教室の代替と

して、ICT\*機器を使った集団学習ができるICT\*学習室および集団での調べ学習等に活用したり、自習等に使用できる多目的室を併設します。

図書、ICT\*機器、視聴覚教育メディアその他学習に必要な教材等を管理し、様々な情報を収集できる場所としたうえで、小中学校それぞれの教育活動に応じた活用ができるよう、可変性を持たせた空間とします。また、各教科の学習活動等において効果的に活用することができるよう、利用のしやすさを考慮し、児童生徒の活動範囲の中心的な位置に配置します。

## ウ ICT\*環境の充実

児童生徒の主体的な学習活動を支え、情報活用能力の育成や、校務情報化も含めた教員の働く場としての機能向上のため、ICT\*環境を計画的に整備します。

## エ 教科教育の充実のための特別教室・特別教室まわり

複数の教員等の指導など多様な学習形態への対応およびラーニング・コモンズ\*等との連携を考慮し計画します。また、観察、実験、実習等の際に必要な器具、情報機器等を効果的に活用できるよう施設環境を整備します。

## オ 学校環境の変化に柔軟に対応できる施設計画

将来の学級数の変動や学習内容・学習形態等の変化に柔軟に対応することができるよう、スケルトン・インフィル\*とするほか、配管等について、授業実施期間でも工事ができるよう工夫します。

## カ 特別支援教育の推進のためのインクルーシブ教育システム\*構築に資する施設

一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた指導・支援の実施を考慮した施設として、バリアフリー\*対応やユニバーサルデザイン\*の採用だけでなく、~~インクルーシブ教育システム\*の構築に資するため~~、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が有無にかかわらず各々の教育的ニーズに応じ、安全かつ円滑に「交流及び共同学習」を行う学ぶことができる施設となるよう計画します。

## (2) 安全でゆとりのある施設

### ア ゆとりと潤いのある生活の場

児童生徒の生活の場・居場所としてゆとりと潤いのある施設とするため、児童生徒等の行動範囲、動作領域、人体寸法を考慮し、心理的な影響も含めて施設を計画します。同時に、教職員もゆとりを持って活動できるよう、動線に配慮し、必要な諸室を整備します。

### イ 健康に配慮した計画

児童生徒の心と体の健康を支え、校内の快適性を確保するため、『学校環境衛生基準』に基づく保健衛生および採光、通風、換気等に十分配慮します。また、教職員の働く場としての労働衛生に配慮した施設とします。

更新、改修等を行った後の養生・乾燥期間を十分に確保し、室内空気を汚染する化学物質の濃度が基準以下であることを確認したうえで供用を開始するとともに、建材、家具等は、室内空気を汚染する化学物質の発生がない、若しくは少ない材料を採用します。

## ウ 体力向上のための十分な運動用空間の確保

体育の授業等教育活動を実施するため、屋上および地下の利用も考慮に入れ、十分な運動用空間を確保します。

## エ 自然災害に対する安全性の確保

自然災害から児童生徒等の命を守り、施設や設備の損傷を最小限にとどめ、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、非構造部材\*も含め、十分な耐震性能を持たせるとともに、水害・風害等の発生も想定し、施設の配置を計画します。

## オ 安全・防犯への対応

学校内にある全ての施設・設備について、児童生徒の多様な行動を想定し十分な安全性を確保します。特に、事故の危険性を内包する箇所（昇降口、階段の踊り場など）は安全性を重視した分かりやすい構造とします。

施設への出入りを管理できるよう敷地内や建物内および外部からの見通しを確保し、機械警備設備・防犯カメラ・門扉の電子錠等を用いた不審者の侵入を抑止することができる計画とするとともに、諸室間の連絡が容易となるよう内線電話網および緊急事態発生時に活用できる通報システム等を設置します。

さらに、保護者や地域住民等と協議を重ねたうえで学校や地域の特性に応じた防犯対策および事故防止対策を計画します。

## カ バリアフリー\*な施設

全ての児童生徒、教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように、スロープ、手すり、トイレ、出入口、エレベーター等の配置に配慮したバリアフリー\*な施設として整備します。

また、学校の教育活動への地域人材の受入れ、地域住民による生涯学習の場としての利用、災害発生時の避難所としての役割も踏まえ、ユニバーサルデザイン\*の採用や、校舎の全ての階に多目的トイレ\*を設置するなど、多様な人々が利用することを想定し計画します。

## キ 環境との共生

環境負荷の低減、環境教育での活用、災害時の避難所としての温熱環境の確保等、

様々な観点を考慮したうえで、施設の状況に合わせた技術を導入し、環境との共生を図ります。

### **ク 自校調理施設の整備**

学校教育における食育の推進のため、改築にあわせ小学校への自校調理施設の整備を進めます。

### **クケ カウンセリングの充実のための施設**

保健室、教育相談室\*、保護者等のための相談スペース等については、カウンセリングの機能を総合的に計画し配置します。

## **(3) 地域のつながりを育てる施設**

### **ア 学校・家庭・地域の連携・協働を支える施設**

保護者、地域住民等が学校の運営や教育活動を支援する取組などについて、学校と連携・協働し、チーム学校\*として円滑に活動できるよう、必要な諸室を整備します。

### **イ 地域における児童福祉の場となる施設**

あそべえ\*、子どもクラブこどもクラブ\*は学校内に設置します。学校との連携協力を強化することを想定し施設を整備します。

### **ウ 地域の避難所となる施設**

防災倉庫および備蓄倉庫を学校に設置します。

校庭、屋内運動場\*、プール、多目的室（開放用）、家庭科室（調理室）、給食調理室（小学校のみ）は、武蔵野市地域防災計画に規定される避難所として必要な機能を満たし、障害者、高齢者、妊産婦等の要配慮者の利用、および災害時の炊き出しの実施も想定し施設を計画します。なお、避難所の規模は、各学校の状況に応じ、可能な限り対応するものとします。

また、教育活動の早期再開が可能となるよう配慮します。

### **エ 複合化\*への対応**

学校施設の複合化\*については、更新時の物理的余裕および地域性を鑑み、学校ごとに検討を行います。検討にあたっては、質の高い学校教育の実施、という施設本来の目的を踏まえたうえで、学校教育との親和性および教育効果の観点から行い、学校と管理運営を完全に分離し、学校（管理職）への負担がかからないことを前提とします。

また、将来施設に余裕が発生した際に、さらなる複合化\*に対応できるよう、スケルトン・インフィル\*の設計を取り入れます。

## オ 学校開放（多機能化\*）のための施設環境の整備

校庭、屋内運動場\*、プール、多目的室（開放用）、家庭科室（調理室）は、当初より施設開放を想定し、防犯対策を実施し安全性を確保したうえで、地域住民が積極的に利用できるよう、様々な利用者に配慮した、快適、健康、安全で利用しやすい施設とします。同時に、開放管理室を設置し、学校との管理区分を分離するなど、学校開放の運営と維持管理が行いやすい施設となるよう計画します。

## カ 地域に調和するし愛される施設

地域における核となる施設として、地域の歴史および伝統、景観、住環境等と調和する施設とします。児童生徒・地域の住民から永く愛される施設となるよう、躯体\*強度を長期仕様\*にするなど、長期にわたり使用可能な施設として計画します。

## ~~キ 永く愛される施設~~

~~躯体\*強度を長期仕様\*にするなど、長期にわたり使用可能な、児童生徒・地域の住民から永く愛される施設となるよう計画します。~~

## (4) 学校施設の機能・性能の維持・向上

時代の変化に合わせて、本市が必要とする学校施設の機能・性能を満たす機能的更新は、長寿命化改修\*だけではいずれ困難になります。また、6 ページ【図表 6 学校施設築年分類】のとおり、本市の学校の 77%が、長寿命化改修\*の時期の目安とされる築後 45 年程度（文部科学省『長寿命化改修\*の手引き』より）を超える施設を有しています。このため、財政的効果も勘案したうえで、さらなる長寿命化改修\*ではなく、長寿命化は築後 60 年までとし、築後 60 年を目安に改築をします。

施設の維持管理について、本市は予防保全\*の考え方に沿って劣化・改良保全整備を実施しています。具体的には、営繕担当部署が施設ごとに原則毎年すべての保全部位を調査し、その結果をもとに劣化保全と改良保全を合わせて行っています。

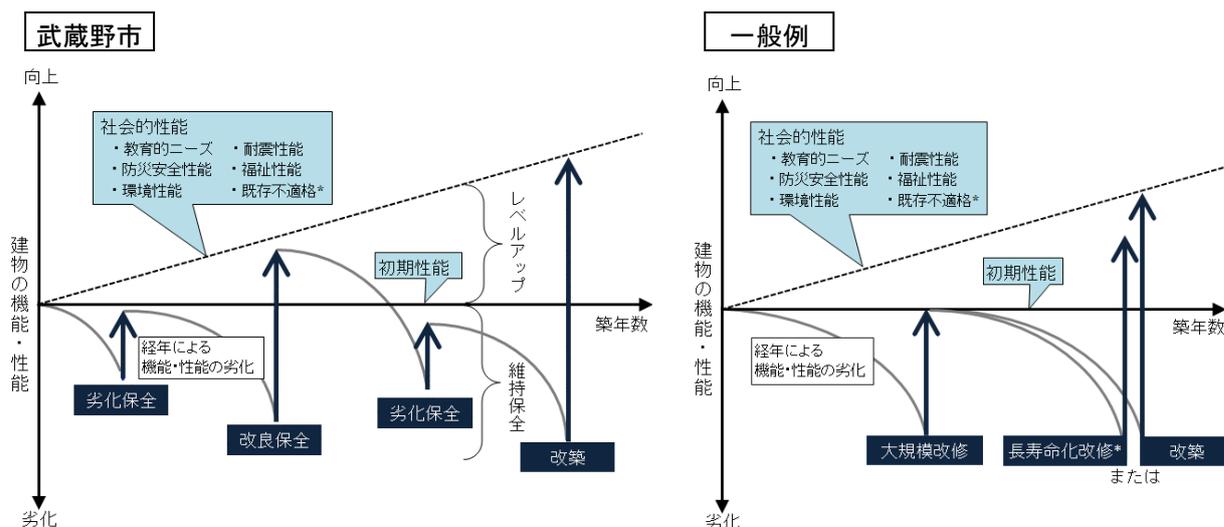
【図表 10 保全部位（建物の根幹となる部位・機器）】

建築	： 屋根、屋上、外壁、軒裏、バルコニー、外部建具
電気	： 低圧受電盤、受配電盤、変圧器、高圧遮断機、負荷開閉器、電力コンデンサー、高圧ケーブル、蓄電池、整流器、動力制御盤、発電設備、分電盤
空調	： 冷温水発生器、ボイラー、冷凍機、冷却塔、空調機、排送風機、タンク、空調ポンプ、空調配管
衛生	： 給水管、給湯管、汚水・排水管、通気管、消火管、ガス配管、貯湯槽、飲料用水槽、雑用水用水槽、オイルタンク、給水ポンプ、揚水ポンプ、排水ポンプ、給湯ポンプ、給油ポンプ
防災	： 自火報、防火扉・シャッター、非常用放送、屋内消火栓、スプリンクラー

改築に至るまでの施設、および改築後の施設、いずれについても、施設を適正な状態

に保つため、上記のとおり整備を実施します。さらに将来的には、市の施設全体を対象として、これまで行ってきた劣化・改良保全整備に、快適性を高める内装改修や外観を保つための外壁塗装等の改修も加えた以外の一般的な改修等も含め、市の施設全体を対象とする『保全・改修計画』\*を定め、本計画との連携を図ることでより計画的な維持管理を行います。

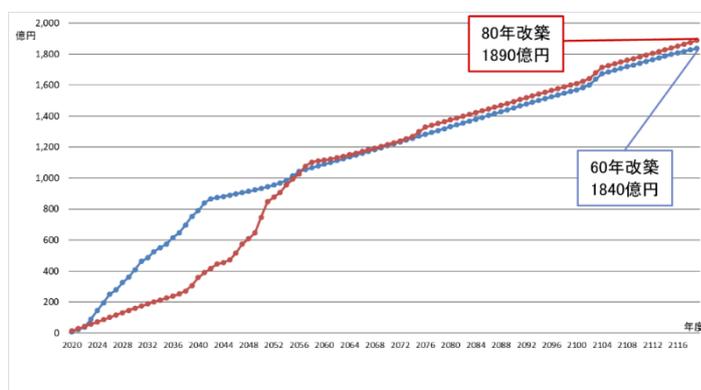
【図表 11 老朽化対策の比較】



【図表 12 改築と長寿命化改修\*の比較】

視点	改築 (60年使用)	長寿命化改修* (80年使用)
時代の変化への対応 (機能的更新)	容易	困難 【図表 13】
工事の期間	長い(約2年)	長い(長期休業日と学期中)
廃棄物	多い	少ない
長期的費用	差異なし※	

※長期的費用比較 (2020~2119年度、100年間)



本市の方針「築後60年で改築」と、文部科学省が参考例として示す「築後40年目に長寿命化改修\*し、築後80年で改築」の場合について、学校施設にかかる投資的経費\*の累計額の比較

【図表 13 長寿命化改修\*では困難な機能的更新（例）】

教育効果	柱や構造壁の位置を変えられないため、ニーズに応じた諸室の変更ができない
ゾーニング*	諸室の配置を変えることが難しいため、非効率な配置を是正できないほか、管理区分を明確に分けることができない
バリアフリー*	エレベーター設置等、現在必要な機能を満たすことができない場合がある
法適合	防火区画*等、既存不適格*の改善が難しい

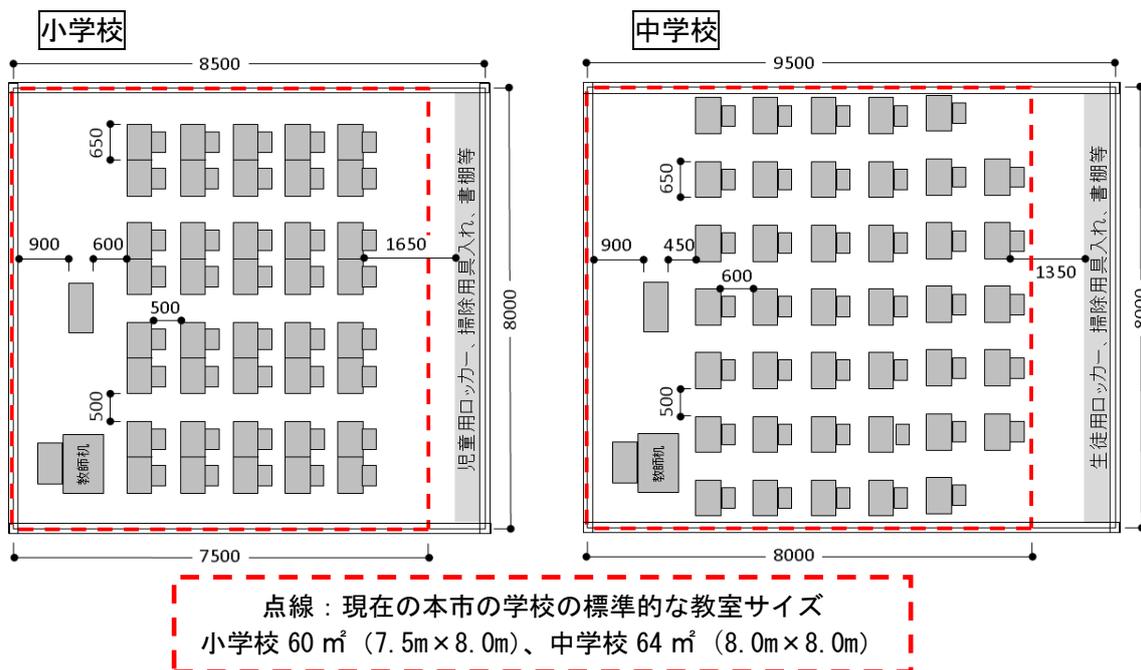
## 第4章 計画・設計の具体的事項

### 1 施設規模

#### (1) 普通教室

普通教室1室あたりの面積を小学校68㎡前後、中学校76㎡前後とし、設計の基本単位として「コマ」と表現します。

【図表14 普通教室レイアウトシミュレーション】



#### (2) 面積

改築する施設面積の算定には、諸室面積基準で示すコマ数・室数等を基準に、改築後に見込まれる最大の子童生徒数・学級数を勘案し、決定します。

#### (3) 校舎（諸室面積基準）

	諸室名	コマ数/室	備考
普通教室	普通教室	1.00	児童数に応じた室数を確保する
	習熟度別学習室	1.00	各校2室
特別教室	理科室	2.00	準備室含む 授業数に応じた室数を確保する
	音楽室	3.00	準備室、楽器保管庫含む 授業数に応じた室数を確保する(小学1～2年の授業数は不算入)
	家庭科室	2.00	準備室含む
	技術室	2.00	準備室含む
	図工室・美術室	2.00	準備室、作品保管庫含む 授業数に応じた室数を確保する(小学1～2年の授業数は不算入)

	諸室名	コマ数/室	備考
	教育相談室*	0.50	
	進路指導室（中学のみ）	0.50	
ラーニング・コモンズ*	I C T*学習室	1.00	保管庫含む
	学校図書館	2.5~3.5	準備室含む 学級数に応じた規模とする
	多目的室（ラーニング・コモンズ*内）	1.00	
管理諸室	職員室	2.5~3.5	（固定席数+兼用席数）×5㎡を確保する 休憩スペースを含む
	事務室	0.50	
	校長室	0.50	
	用務員室	0.50	倉庫、作業スペースを含む
	保健室	1.00	
	印刷室	0.50	
	倉庫・教材室	0.50	教材室6学級ごと1室+倉庫1室
	職員更衣室	0.3~0.7	各校2室 学級数に応じた規模とする
	放送室	0.50	
	会議室	1.00	
	応接室	0.50	
	配膳室	0.50	配膳が必要な各階に1室
その他（学校）	多目的室	2.00	各校2室
	児童会・生徒会室	0.50	
	児童生徒用更衣室	0.50	各校2室
	特別支援教室*（フレイム）	0.50	
	特別支援教室*（指導教室）	0.5~1.5	児童数に応じた面積を確保する
	個別支援教室*（小学校のみ）	0.50	
	給食調理室（小学校のみ）	3.2~7.4	児童数×0.6㎡を目安とする
（開放）	多目的室（開放用）	2.00	各校1室
	P T A・青少協室	1.00	倉庫含む
	開放管理室	0.25	
地域子ども館*	あそべえ*（小学校のみ）	1.5~2.0	利用者数に応じた規模とする
	子どもクラブ*（小学校のみ）	1.00	入会数×1.65㎡で必要な室数を確保する
共用部（廊下、階段、トイレ、昇降口等）		床面積全体の40%以下とする	

特別支援学級\*の関連諸室については、個別に検討を行う

#### (4) 校舎以外

	施設名	規模
学校教育	校庭	・50m以上の直線走路を確保する ・トラック周囲、小学校120m以上、中学校150m以上を確保する
	プール	・1校あたり25m×12m（6コース）程度とする
	屋内運動場*	・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令に示された学級数に応じた必要面積とする ・アリーナ1面あたり2展開の授業が可能な規模を確保する
防災	防災倉庫	100㎡
	備蓄倉庫	20㎡

## 2 施設の配置と整備方針

### (1) 共通事項

分類	整備方針
学校の適正規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校：各学年概ね30人以上</li> <li>・ 中学校：各学年2学級以上かつ各学級概ね30人以上</li> <li>・ 小学校は6学年6学級、中学校は3学年6学級以下になることが見込まれる場合に対策を検討する</li> </ul>
標準的な仕様・コスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設規模の縮減、建築単価の抑制に努める</li> <li>・ 可能な限り仮設校舎を要しない計画とする</li> <li>・ 整備水準は原則として東京都『公共施設整備の基本指針』および『標準建物予算単価』に沿うものとする</li> <li>・ 国・東京都の交付金・補助金を積極的に活用する</li> <li>・ 敷地形状や建築制限等を考慮の上、保守費が過大とならない計画とする</li> </ul>
環境性能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京都『省エネ・再エネ東京仕様*』において原則導入とされる省エネ・再エネメニューを整備する</li> <li>・ <u>その他の技術については『武蔵野市建築物環境配慮指針』や今後設定される『武蔵野市の公共施設の環境配慮基準』に沿って個別協議により決定する</u></li> <li>・ <u>ライフサイクルコストが適正となるよう、建物全体のエネルギーを適切に選定する</u></li> <li>・ 国の補助メニュー「エコスクール・プラス*」を参考に、インシヤルコスト、ランニングコスト、教育面の効果等を総合的に考慮し、学校ごとに導入可能な項目を個別に検討する</li> <li>・ 多摩産木材、エコセメントの活用に努める</li> </ul>

(2) 個別事項

	諸室名	配置	空間構成・仕様等
普通教室	普通教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年をまとめた配置とする</li> <li>・快適な環境を確保することを前提に、最良の向きを選ぶ</li> <li>・小学校低学年児童教室は校庭に行き来しやすく、安全性等にも配慮した位置とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収納スペースを十分に確保する</li> </ul>
	習熟度別学習室		<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通教室への転用および間仕切りによる分割が可能な仕様とする</li> </ul>
特別教室	理科室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直射日光の得られる屋外作業空間と連続した配置を検討する</li> </ul>	
	音楽室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・楽器を屋内運動場もしくは外部へ搬出することを想定し、配置する</li> </ul>	
	家庭科室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設開放、行事および災害時の炊出しでの利用を想定した配置とする</li> </ul>	
	技術室		
	図工室・美術室		
	教育相談室*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健室と近接させる</li> <li>・周囲に気兼ねせず出入りできる配置とする</li> </ul>	
進路指導室（中学のみ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲に気兼ねせず出入りできる配置とする</li> </ul>		
ラーニング・コモンズ*	I C T*学習室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・I C T*学習室、学校図書館、多目的室を一体として配置する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・I C T*学習室、学校図書館、多目的室の各々の機能を、別の学級が同時に使用できるよう、間仕切り、遮音等に配慮する</li> <li>・小学校には、低学年用読み聞かせスペースを整備する</li> <li>・中学校には、個人学習が可能な自習スペースを整備する</li> </ul>
	学校図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての学年が利用しやすい場所に配置する</li> <li>・小学校は、あそべえ*への開放を想定した配置とする</li> </ul>	
	多目的室（ラーニング・コモンズ*内）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多機能化（地域開放）を想定した配置を検討する</li> </ul>	

	諸室名	配置	空間構成・仕様等
管理諸室	職員室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校庭から直接出入りできるよう、原則として1階に設置する</li> <li>・校庭全体を見渡すことができるよう配置する</li> <li>・校長室と接続させる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執務スペースとしての基本的な機能および安全衛生に配慮し整備する</li> <li>・物品および文書を適切に管理するための収納スペースを確保する</li> <li>・個人情報を中心して管理することができるよう、十分な鍵付収納庫を確保する</li> <li>・全ての教員、特別支援教育関係職員、支援人材、<u>地域子ども館館長</u>が執務し、情報共有やコミュニケーションを図ることができる環境とする</li> <li>・打合せスペース、休憩スペース、給湯スペースを設置する</li> <li>・チーム学校*の円滑な運営と、セキュリティの確保を両立できるよう配慮したレイアウトとする</li> <li>・児童生徒対応用のカウンターを設置する</li> <li>・将来的な面積の拡大・縮小の可能性に柔軟に対応できるよう計画する</li> </ul>
	事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来客の受付を行うため、来客用昇降口に隣接または正面に配置する</li> </ul>	
	校長室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員室と接続させる</li> </ul>	
	用務員室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長室、事務室と近接させる</li> </ul>	
	保健室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校庭から直接出入りでき、緊急車両がアクセスしやすい場所に配置する</li> <li>・教育相談室*と近接させる</li> <li>・管理諸室との連携に配慮する</li> </ul>	
	印刷室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人の出入りを管理しやすいよう、職員室から見通しの良い位置に配置する</li> </ul>	
	倉庫・教材室		
	職員更衣室		
	放送室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員室と一体または近接させる</li> </ul>	
	会議室		
	応接室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長室と隣接、または正面に配置する</li> </ul>	
配膳室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校の1階配膳室は搬入車両が出入りしやすい配置とする</li> <li>・搬入口と児童生徒の動線を分離する</li> </ul>		

	諸室名	配置	空間構成・仕様等
その他 (学校)	多目的室		<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校では生活科室を兼ねる</li> <li>・ラーニング・コモンズ*の機能の一部を兼ねることができるよう、必要な設備を設置する</li> <li>・ホール、オープンスペース*、視聴覚室の機能の一部を代替する</li> </ul>
	児童会・生徒会室		
	児童生徒用更衣室		
	特別支援教室* (フレイム)	・周囲に気兼ねせず出入りできる配置とする	
	特別支援教室* (指導教室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校は個別支援教室*と隣接させる</li> <li>・周囲に気兼ねせず出入りできる配置とする</li> </ul>	
	個別支援教室* (小学校のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教室*と隣接させる</li> <li>・周囲に気兼ねせず出入りできる配置とする</li> </ul>	
	給食調理室 (小学校のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入車両が出入りしやすい配置とする</li> <li>・搬入口と児童生徒の動線を分離する</li> <li>・災害時の炊出しでの利用を想定した配置とする</li> </ul>	・文部科学省『学校給食衛生管理の基準』に従い、整備する
(開放)	多目的室 (開放用)	・避難所としての利用を想定した配置とする	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ランチルーム*、和室、ラウンジ*機能を兼用する</li> <li>・災害時に避難所の一部 (思いやりルーム*)として使用することを想定し、必要な機能を整備する</li> </ul>
	P T A ・ 青少協室		
	開放管理室		
地域子ども館*	あそべえ* (小学校のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あそべえ*、こどもクラブ*は隣接させる</li> <li>・学校と管理区分を分けることができるよう配置する</li> <li>・校庭から直接出入りできる配置とする</li> </ul>	
	こどもクラブ* (小学校のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内運動場*、学校図書館と連絡の良い位置に配置する</li> <li>・校内トイレにアクセスしやすいよう配置する</li> </ul>	
共用部 (廊下、階段、トイレ、昇降口等)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・昇降口は、可能な限りG L (グランドライン) からの高低差がないよう配置する</li> <li>・授業で使用する教室がある階には必ずトイレを設置する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昇降口は1コマあたり9学級分までを目安とする</li> <li>・原則として、和便器は設置しない</li> <li>・多目的トイレ*を各階1カ所以上設置する</li> </ul>

特別支援学級\*の関連諸室については、個別に検討を行う

	施設名	配置	空間構成・仕様等
学校教育	校庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日影規制*、斜線制限*や仮設校舎回避などの観点から、必要な機能を確保することを前提に、従来と同様の南側への配置のほか、北側への配置も検討する</li> <li>・緊急時の車両の出入りおよび災害時の活動がしやすいよう校門の位置も含め、計画する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必置とする設備は、体育倉庫、うんてい（小学校のみ）、鉄棒、砂場とする</li> <li>・備蓄倉庫とは別に、防災倉庫を校庭に設置する</li> <li>・土舗装と合わせ、全天候型の舗装（大口芝、ウレタン、ゴムチップ等）も検討する</li> <li>・小学校の学級園を校庭に設置できない場合は、屋上への設置を検討する</li> <li>・小学校のビオトープ*は、敷地内での設置が不可能な場合は、生物多様性や環境学習に関する教材について個別に検討する</li> </ul>
	プール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として全校に設置するが、校地の条件により、学校外施設の活用、複数校での共同利用および地域住民との共同利用（複合化*・多機能化*）を検討する</li> <li>・屋外プールは、近隣や他教室に対する騒音および外部からの視線を考慮し、配置する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防水利としての吸水を可能とする</li> </ul>
	屋内運動場*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所利用を想定し、安全かつバリアフリー*であることを前提とし、配置する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武道場の機能は、屋内運動場*のアリーナで兼用する</li> <li>・避難所利用を想定した温熱環境を確保し、男女別のトイレ、更衣室を設置する</li> </ul>
防災	防災倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両が寄り付くことができる場所に設置する</li> </ul>	
	備蓄倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所となる屋内運動場との連携に考慮し、配置する</li> </ul>	

### (3) 管理区分

学校施設の利便性を向上させ、管理区分を分けることができるよう、性質ごとにゾーニング\*をしたうえで、各諸室間の連携・連続性に配慮し、まとまった配置とすることを基本とします。

【図表 15 ゾーニング\*】

学校管理			地域子ども館*管理	<u>生涯学習担当</u> <u>開放担当管理</u>
教室ゾーン	管理ゾーン	保健・支援ゾーン	放課後ゾーン(小)	開放ゾーン
普通教室 習熟度別学習教室 特別支援学級* (知的障害・肢体不自由) 学校図書館 (ラニング・モンス*内) 多目的室(ラニング・モンス*内) ICT*学習室(ラニング・モンス*内) 理科室 音楽室 図工室(小) 技術室(中) 美術室(中) 児童会室(小) 生徒会室(中) 進路指導室(中)	職員室 事務室 校長室 応接室 用務員室 放送室 印刷室 会議室 給食調理室(小) 倉庫・教材室	保健室 教育相談室* 特別支援教室* 個別支援教室* 難聴・言語障害学級	あそべえ* <u>子どもクラブ</u> <u>こどもクラブ</u> *	<u>屋内運動場*</u> <u>プール</u> <u>家庭科室</u> <u>防災倉庫</u> <u>備蓄倉庫</u> <u>P T A・青少協室</u> 多目的室(開放用) 開放管理室  <u>下線:通常日中は学校管理</u>

下線削除

下線追加

## 第5章 整備スケジュールと費用の見通し

### 1 整備スケジュール

#### (1) 改築順序の基本的な考え方

施設の建築年数を基本に、必要に応じ施設の劣化状況なども総合的に考慮し、改築順序を決定します。

下記に示す(2)劣化状況調査結果をもとに、学校ごとの改築順序についてグループ分けを行います。

同年度に施工するのは2校まで、計画・設計も含めて4校程度とします。

【図表 16 学校改築に要する期間の試算】

実施数／年	改築完了年度	最初の改築着手からの経過年数	築後65年超	築後70年超	最長使用年数
4校	令和24(2042)	23年	3校	なし	65年
3校	令和31(2049)	30年	8校	2校	71年

1校あたり実施期間を5年とする。千川小、大野田小校舎を除く

#### (2) 劣化状況調査結果

文部科学省『学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書』を基本に、建物情報の他に、本市独自の情報も加え総合的に整理しました。[各種情報のうち経年変化するものは、新たに調査するか過去のデータを現時点に時点修正して活用しました。](#)

具体的には、旧耐震基準の建物について平成12(2000)～13(2001)年度および18(2006)年度に実施した耐震診断結果を一部時点修正のうえ活用し、令和元(2019)年度にコンクリートの中性化\*がかぶり厚さ\*を超えた建物の鉄筋腐食状況調査および鉄骨造の健全度\*調査を実施しました。

改築期を迎えていない新耐震基準の建物については、建築基準法における検査済証を取得しているものは建築基準関係規定に適合しているため改めての調査は不要とし、検査済証が確認できなかった建築物についてはコア抜き\*調査を行い構造躯体\*の健全度\*を確認しました。

【図表 17 劣化状況調査結果（旧耐震基準建物）】

学校名	棟名	建築年	築年数 (2019)	学級数の ピーク (年)	耐震補強		
					第三者による 認定取得 状況	補強後のIs値 *:0.75以上 (0.6×1.25倍)	補強 状況
第一小学校	校舎	1968	51	2023	○	○	済
	体育館	1969	50		○	○	済
第二小学校	校舎	1967	52	2025	○	○	済
	体育館	1967	52		○	○	済
第三小学校	校舎	1969	50	2021	○	○	済
	北校舎	1974	45		○	○	済
	体育館	1968	51		○	○	済
第四小学校	北校舎	1972	47	2021	○	○	済
	南校舎	1978	41		○	○	済
	体育館	1968	51		○	○	済
第五小学校	北校舎	1960	59	2039	○	○	済
	西校舎	1972	47		○	○	済
	体育館	1971	48		○	○	済
大野田小学校	体育館	1979	40	2020	○	○	不要
境南小学校	東校舎	1971	48	2027	○	○	済
	西校舎	1975	44		○	○	済
	体育館	1976	43		○	○	済
	調理場	1975	44		○	○	不要
本宿小学校	校舎	1978	41	2019	○	○	済
	体育館	1978	41		○	○	済
	調理場	1978	41		○	○	済
井之頭小学校	校舎	1974	45	2026	○	○	済
関前南小学校	校舎	1971	48	2023	○	○	済
	体育館	1971	48		○	○	済
桜野小学校	校舎	1977	42	2019	○	○	済
第一中学校	校舎	1963	56	2030	○	○	済
第二中学校	校舎	1967	52	2023	○	○	済
第三中学校	校舎	1971	48	2025	○	○	済
第四中学校	校舎	1974	45	2020	○	○	済
第五中学校	校舎	1961	58	2030	○	○	済
	体育館	1964	55		○	○	済
第六中学校	西校舎	1971	48	2029	○	○	済
	東校舎	1980	39		○	○	不要
	体育館	1972	47		○	○	済

コンクリートの圧縮強度*				中性化*・保全状況			鉄筋	鉄骨	躯体*以外の劣化状況 ※2					学校名
設計基準 強度(Fc 値)* (N/mm <sup>2</sup> )	コア抜き* CON強度 (N/mm <sup>2</sup> )	コア抜き* CON強度 /Fc値*比 (%)	13.5N/mm <sup>2</sup> 以上	かぶり厚 さ* (mm)	診断時 中性化* 深さ (mm)	2019年 推定中性 化* 深さ (mm)	腐食	健全度* ※1	屋根・ 屋上	外 壁	内 部 仕 上	電 気 設 備	機 械 設 備	
18.0	15.1	83.9	○	42.5	53.3	61.8	なし	-	A	B	B	C	C	一 小
18.0	11.3	62.8	×	49.9	3.6	4.5	-	B	B	B	B	C	C	
18.0	14.1	78.3	○	42.5	62.0	71.8	なし	-	A	B	B	C	C	二 小
18.0	26.3	146.1	○	49.9	21.7	26.9	-	A	B	B	B	C	A	
18.0	17.9	99.4	○	50.0	57.1	66.3	なし	-	A	A	B	A	A	三 小
21.0	21.2	101.0	○	50.0	11.8	15.2	-	-	A	B	C	C	C	
18.0	13.5	75.0	○	49.9	5.0	6.2	-	C	A	A	A	C	C	
21.0	21.7	103.3	○	50.0	19.8	23.2	-	-	B	C	B	C	C	四 小
21.0	24.5	116.7	○	54.5	7.5	9.8	-	-	A	B	C	C	C	
18.0	32.8	182.2	○	49.9	10.5	13.0	-	C	A	A	A	C	C	
18.0	13.6	75.6	○	50.5	62.8	71.3	なし	-	A	A	B	A	C	五 小
18.0	18.6	103.3	○	54.0	42.5	49.9	-	-	A	A	B	C	C	
18.0	21.1	117.2	○	48.5	27.6	35.5	-	-	A	B	C	C	C	
21.0	31.2	148.6	○	49.9	20.1	27.1	-	A	A	A	C	C	C	大野田小
21.0	19.1	91.0	○	53.5	43.1	54.5	なし	-	A	A	B	A	A	境南小
21.0	15.4	73.3	○	59.5	16.5	21.5	-	-	B	B	A	C	A	
21.0	25.1	119.5	○	49.9	10.5	13.7	-	A	B	A	C	C	C	
21.0	22.9	109.0	○	49.9	18.8	24.4	-	-	B	A	A	C	C	
21.0	19.6	93.3	○	52.0	5.7	7.6	-	-	A	B	A	C	A	本宿小
21.0	23.0	109.5	○	49.9	27.5	36.8	-	A	A	B	C	C	C	
21.0	22.0	104.8	○	49.9	-	-	-	-	A	B	A	C	C	
21.0	14.0	66.7	○	53.5	17.3	22.7	-	-	A	B	A	C	C	井之頭小
18.0	16.7	92.8	○	46.5	11.2	14.1	-	-	A	B	B	B	C	関前南小
18.0	21.9	121.7	○	49.9	4.3	5.4	-	C	A	B	B	C	C	
21.0	36.9	175.7	○	48.0	9.0	11.9	-	-	B	A	B	C	C	桜野小
18.0	18.7	103.9	○	50.0	14.3	16.2	-	-	B	C	A	A	A	一 中
18.0	18.0	100.0	○	53.0	38.6	44.5	-	-	A	B	A	B	C	二 中
18.0	13.7	76.1	○	47.5	14.6	18.9	-	-	A	B	A	C	C	三 中
21.0	20.6	98.1	○	57.0	7.0	9.2	-	-	A	A	A	B	B	四 中
18.0	15.1	83.9	○	45.0	27.5	33.1	-	-	A	B	B	A	A	五 中
18.0	13.9	77.2	○	49.9	15.5	19.0	-	A	B	A	C	C	C	
21.0	13.6	64.8	○	42.5	20.1	23.5	-	-	C	B	B	B	C	六 中
21.0	25.9	123.3	○	41.5	19.8	26.9	-	-	A	B	B	B	B	
21.0	13.8	65.7	○	49.9	34.4	43.7	-	A	B	A	B	C	C	

※1 鉄骨造の健全度\* A:概ね良好 / B:部分的な劣化 / C:複数個所に劣化

※2 躯体\*以外の劣化状況 A:概ね良好、または20年未満 / B:部分的に劣化(安全上、機能上問題なし)、または20~40年経過 / C:広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)、または40年以上経過 / D:早急に対応する必要がある

【図表 19 劣化状況調査結果（新耐震基準建物）】

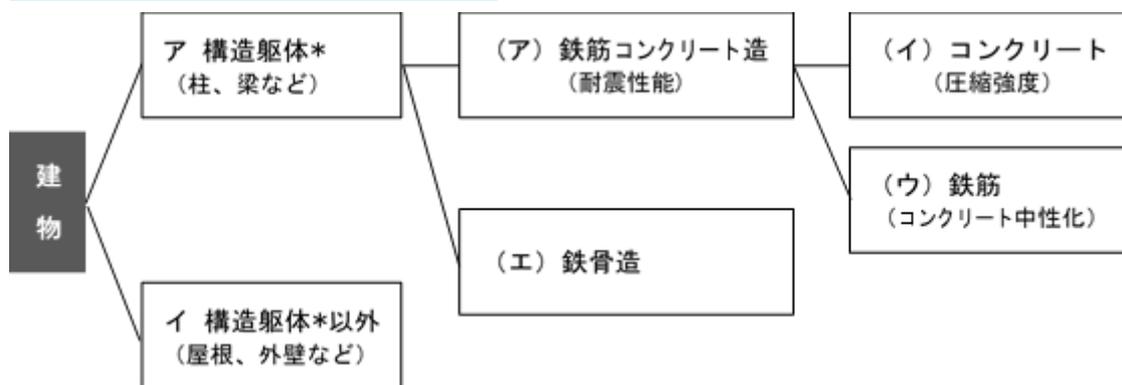
学校名	棟名	建築年	築年数 (2019)	学級数の ピーク(年)	耐震性	コンクリート の圧縮強度 *	2019年 推定中性化* 深さ (mm)	鉄筋	鉄骨	躯体*以外の劣化状況 ※3				
								腐食	健全度* ※2	屋根・ 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備
第三小学校	第二体育館	1987	32	2021	○	○	21.0	○	-	A	A	B	B	B
大野田小学校	校舎棟	2004	15	2020	○	○	14.4	○	A	A	A	A	A	A
千川小学校	校舎棟	1996	23	2019	○	○	17.8	○	-	A	B	B	B	B
	体育館棟	1996	23		○	○	17.8	○	-	A	B	B	B	B
	学童クラブ棟	1996	23		○	○	17.8	○	-	A	B	B	B	B
井之頭小学校	体育館棟 ※1	1986	33	2026	○	○	22.4	○	-	B	A	B	B	B
桜野小学校	北校舎棟	2010	9	2019	○	○	11.1	○	-	A	A	A	A	A
	西校舎棟	2016	3		○	○	6.4	○	-	A	A	A	A	A
	体育館棟	2001	18		○	○	15.8	○	-	B	B	B	B	B
第一中学校	体育館棟 ※1	1982	37	2030	○	○	10.3	○	A	B	A	B	B	B
	西校舎増築棟	1983	36		○	○	22.3	○	-	B	B	B	B	B
	音楽室棟	1988	31		○	○	20.7	○	-	B	A	B	B	B
第二中学校	東校舎増築棟	1992	27	2023	○	○	19.3	○	-	A	A	B	B	B
	体育館棟	1984	35		○	○	22.0	○	-	A	A	B	B	B
第三中学校	体育館棟 ※1	1982	37	2025	○	○	9.3	○	-	B	A	A	B	B
第四中学校	体育館棟	1992	27	2020	○	○	19.3	○	A	B	B	B	B	B
	特別支援学級*棟	1990	29		○	○	20.0	○	-	A	B	B	B	B
第五中学校	音楽室棟	1986	33	2030	○	○	21.4	○		B	A	B	B	B

※1 建築基準法における検査済証が確認出来なかったため、コア抜き\*調査を実施し、「2019年推定中性化\*深さ(mm)」欄の数値は実測値を示す。

※2 鉄骨造の健全度\* A:概ね良好 / B:部分的な劣化 / C:複数個所に劣化

※3 躯体\*以外の劣化状況 A:概ね良好、または20年未満 / B:部分的に劣化(安全上、機能上問題なし)、または20~40年経過 / C:広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)、または40年以上経過 / D:早急に対応する必要がある

【図表 19 劣化状況調査の枠組み】



## ア 構造躯体\*

### (ア) 耐震性能

旧耐震基準（～昭和 56(1981)年 5 月 31 日）で建築された学校で耐震性を満たしていない建物は、耐震補強工事を実施し必要な耐震性を確保しています。

### (イ) コンクリートの圧縮強度\*

文部科学省『学校施設の長寿命化改修\*の手引き』において、コンクリートの強度不足により長寿命化改修\*に適さないとされる強度（13.5N/mm<sup>2</sup>以下）は、ほとんどの建物で上回っていました。

第一小学校体育館においてコンクリートの圧縮強度\*が 13.5N/mm<sup>2</sup>を下回る結果となりましたが、平成 13(2001)年度に実施した耐震診断結果報告書より 1 階の I s 値（構造耐震判定指標）\*が大きいこと、柱にかかる力が小さいことから、改築が必要になるような安全上の問題はないと判断し、第三者機関の評定を受けた上で耐震補強工事を実施しました。

また、設計基準強度（F c 値）\*比が 75%未満の学校においては、『2001 年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準改修設計指針同解説』を参考に、改築順を考慮します。

### (ウ) コンクリートの中性化\*の深さ

鉄筋の腐食を強アルカリ性で保護する役割を持つコンクリートは、経年により二酸化炭素等の侵入によって中性化\*が進みます。

コンクリートの中性化\*は、全 18 校のうち 5 校の校舎棟で鉄筋のコンクリートかぶり厚さ\*（50 mm）を超える中性化\*が見られましたため、それらの建物に。コンクリートの中性化\*が鉄筋に到達している建物について、柱および梁のコンクリートの一部を破壊し目視調査を行い、鉄筋に施工後の腐食がなくは見られず構造上問題がないことを確認しました。なお、コンクリートの中性化\*が原因でコンクリートの圧縮強度\*が低下することはありません。

### (エ) 鉄骨の劣化状況

鉄骨造の建物については健全度\*調査の結果、構造耐力上問題になる劣化は確認されませんでした。

## イ 構造躯体\*以外

~~構造躯体\*以外については~~「屋根・屋上」、「外壁」、「内部仕上」、「電気設備」、「機械設備」の5つの部位について、営繕担当部署において実施した調査結果をもとに、文部科学省の『学校施設の長寿命化計画策定に関する解説書』を活用し健全度\*を算定しています。

調査においては、過去の改修履歴の確認を行うとともに、意匠\*については内外仕上げ材料調査や外観調査、および設備については外観調査を行い、それぞれの各部位について、「A：概ね良好、または20年未満」、「B：部分的に劣化（安全上、機能上問題なし）、または20～40年経過」、「C：広範囲に劣化（安全上、機能上、不具合発生の兆し）、または40年以上経過」、「D：早急に対応する必要がある」の4段階で評価を行っています。

その結果、「D：早急に対応する必要がある」に該当する劣化は確認されませんでした。

## (3) 具体的な改築順序

### ア 次の計画改定までに改築する早期改築学校（第1グループ）

~~次の計画改定までに着手する早期改築校については、具体的な改築年を定めます。早期改築校として第1グループにするの学校は、①最も古い校舎が築後50年超で次の計画改定までに築後60年を迎え超となる学校、または第二小学校、第五小学校、第一中学校、第二中学校、第五中学校のほか、②劣化状況調査結果で改築を検討すべき項目がある学校も対象とします。~~

改築を検討すべき項目があった学校は、境南小学校、井之頭小学校、第六中学校で、いずれも(2)ア(イ)コンクリートの圧縮強度\*が設計基準強度(Fc値)\*の75%未満の校舎を有する学校です。

~~グループ内での具体的な改築年は、築年数や劣化状況の他、個別事情(児童生徒数見込み、仮設校舎など)も含め総合的な観点から定めます。が、特に、同一の同じ中学校区内での小学校と中学校では、同じ子どもが連続して仮設校舎での生活にならないよう、中学校を先に改築します。また、校地内への仮設校舎設置が難しく仮設校舎を共有せざるを得ない場合は、仮設校舎を共有せざるを得ない場合、中学校と小学校を連続して事業を行い改築します。仮設校舎を共有する場合は、児童生徒が小学校と中学校で連続して仮設校舎での生活になることを避けるため、中学校を先に事業を行います。現時点では、第五小学校および井之頭小学校について、で仮設校舎設置が難しい校地内への仮設校舎設置が難しいと考えられます(11ページ【図表9 建築制限上の課題】の「計算上の余裕面積」参照)。~~

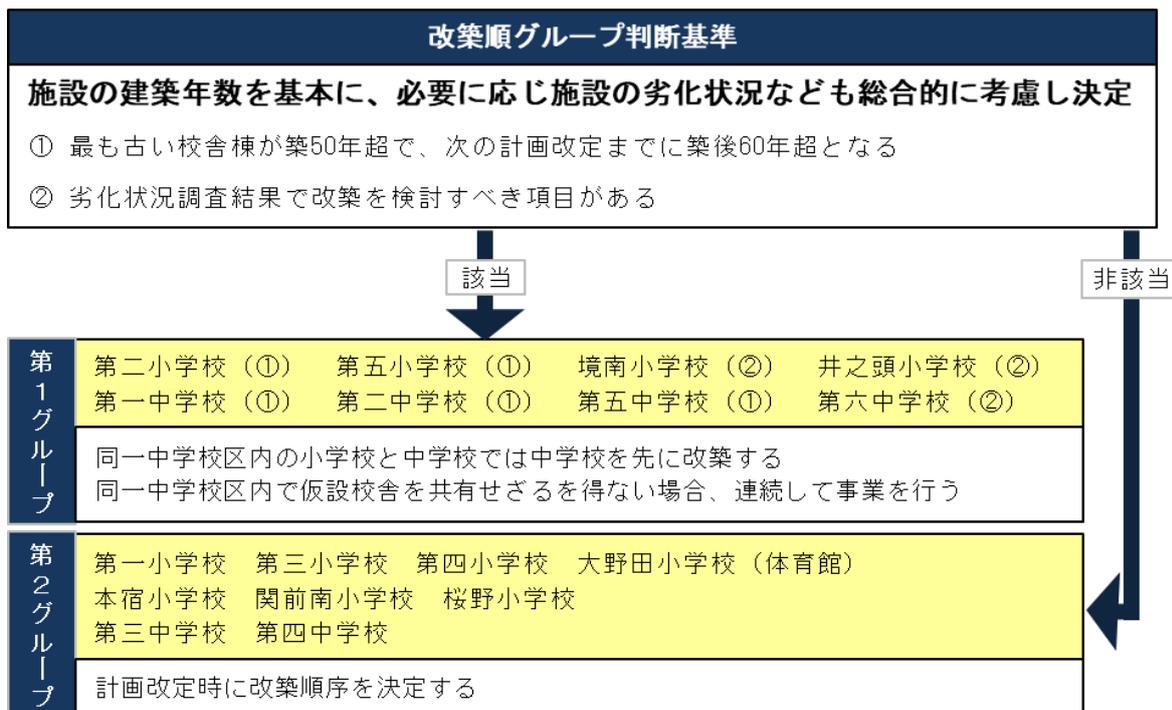
### イ 次期計画期間中に改築する学校（第2グループ）

次の計画改定以降以後に築後60年となる改築期を迎える学校を第2グループとしは、計画改定時に改築順序を決定します。

## ウ 施設の維持管理

~~グループにかかわらず、~~改築に至るまで、~~および改築後、~~いずれの施設についても、予防保全\*の考え方に沿った劣化・改良保全を行います。~~さらに将来的には、市の施設全体を対象として、~~従来の劣化・改良保全整備に、快適性を高める内装改修や外観を保つための外壁塗装等の改修も加えた以外の一般的な改修等も含め、市の施設全体を対象とする『保全・改修計画』\*を定め、本計画との連携を図ることでより計画的な維持管理を行います。

【図表 20 改築順の考え方】



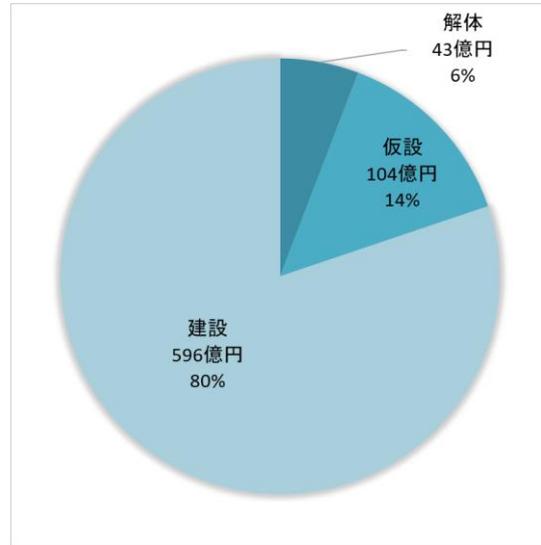
【図表 221 第1グループの改築年次案】

年度	2020 令和2	2021 令和3	2022 令和4	2023 令和5	2024 令和6	2025 令和7	2026 令和8 (計画改定)	2027 令和9	2028 令和10	2029 令和11	2030 令和12	2031 令和13
第五中	基本構想・ 基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事	仮設共用	仮設共用					
第五小			基本構想・ 基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事					
第一中	基本構想・ 基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事	仮設共用	仮設共用					
井之頭小			基本構想・ 基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事					
第六中					基本構想・ 基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事			
第二中						基本構想・ 基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事		
第二小							基本構想・ 基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事	
境南小								基本構想・ 基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事

## 2 事業費（現段階の参考試算）について

第六期長期計画の財政計画、財政シミュレーションの投資的経費\*のうち、本計画期間（令和2（2020）～25（2043）年度）における事業費は参考試算で改築費 605743 億円、保全改修などの改修費 449131 億円です。なお、第六期長期計画の財政計画、財政シミュレーションは令和元（2019）年5月末日現在試算したものです。実際の事業費は個別校の改築時点での最新の単価および児童生徒数推計を反映させるため、実際の金額は試算とは一致しません。また、実際の面積は、設計上の余裕を含む諸室面積基準から精査されます。さらに、仮設校舎の数は個別校の改築プランによっては減少する可能性があります。

【図表 22 改築費内訳】



そして、事業費がある程度の幅で増減する可能性を踏まえつつ、単年度の負担を現実的な範囲に収めるため、以下の仕組みを設けます。

- (1) 工事は1年2校までとする
- (2) 計画期間を過去の学校施設整備よりも長い24年間とする
- (3) 諸室面積基準による標準的な面積を上限とする
- (4) 都内の公共施設として標準的な単価を採用する

### 【試算条件】

#### ◆ 範囲

本計画期間の学校施設およびあそべえ\*、子どもクラブこどもクラブ\*の改築費および改修費（投資的経費\*）

#### ◆ 単価

『平成31年度東京都標準建物予算単価』、過去の実績値および業者見積金額を参考に積算し、24年間単価の変動がないものと仮定

#### ◆ 面積

改築後面積は、諸室面積基準（21ページ）と児童生徒数推計による最大面積

#### ◆ 改修費

改築前の学校：総額を改築費用の60%の金額と仮定し、築後11年目から40年間に均等に配分。築後60年を超えてから改築をする学校は改築年度の10年前まで同額を配分

改築後の学校：耐用年数を100年と仮定し、改修費の総額を改築費用の100%の金額と仮定し、改築後11年目から80年間に均等に配分

## 第6章 整備の進め方

### 1 推進体制の確立

#### (1) 改築懇談会（仮称）の設置

学校の改築にあたっては、改築する学校、保護者、関係者、地域住民、教育委員会等による改築懇談会（仮称）を設置します。

基本構想、基本計画の策定にあたっては、改築懇談会で意見を聞きながら検討を行います。

#### (2) 庁内体制

庁内における準備・検討を行うための体制を、教育委員会内に構築します。

学校施設を所管する教育企画課を中心に、教育委員会内での横断的な連携を図るとともに、学校が公共施設として持つ役割を鑑み、市長部局と調整を行います。特に複合化\*・多機能化\*については公共施設等総合管理計画\*庁内推進本部で、各校の仕様等については**庁内公共施設整備**連絡調整会議で調整を行います。

また、施設を適切に維持・管理するため、公共施設マネジメントを所管する資産活用課や施設の『保全・改修計画\*』を所管する施設課とも十分な連携を図ります。

### 2 計画的な整備の実施

#### (1) 改築の手順

##### ア 基本構想

学校施設整備基本計画、各学校の校地の条件、独自性および地域性等を踏まえ、改築にあたっての考え方を整理します。

##### イ 基本計画

学校施設整備基本計画やアの基本構想をもとに、設計の前提となる新たな学校施設の全体像を示します。

##### 【実施内容（例）】

- ・ 児童・生徒数の想定
- ・ 予定室数および予定規模
- ・ 施設配置図およびイメージ図

##### ウ 基本設計

基本計画をもとに、校地の条件などを建築基準法等の関係法令に照らし合わせ、平面、立面などの基本設計図を作成するとともに、改築に係る概算金額を積算します。

### 【実施内容（例）】

- ・ 基本設計図書、基本設計説明書の作成
- ・ 配置図、各階平面図、立面図、断面図の作成
- ・ 意匠\*、構造、電気設備、空気調和設備、衛生設備、外構、備品等の各図面の作成

## エ 実施設計

基本設計図書をもとに、詳細な設計を行うとともに、工事の契約および実施に向け、詳細な仕様および整備費用を決定します。

### 【実施内容（例）】

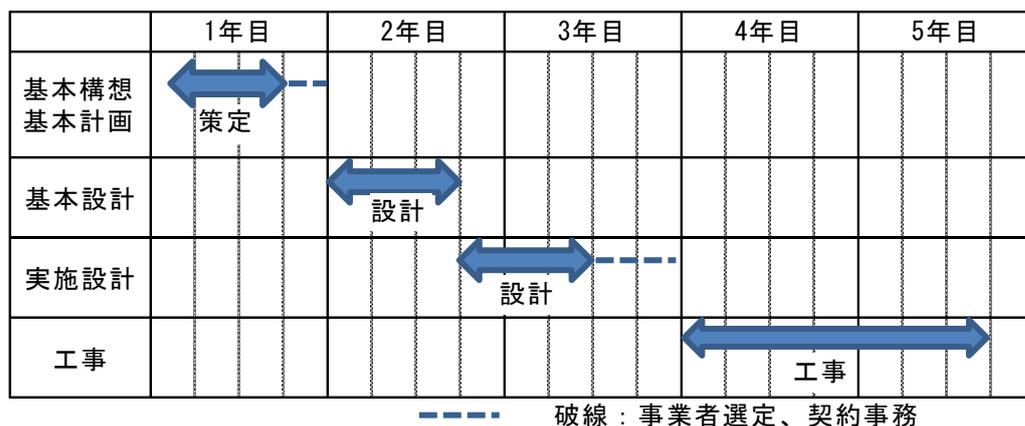
- ・ 実施設計図書の作成
- ・ 各工事仕様書の作成
- ・ 工事費積算書の作成
- ・ 計画通知\*
- ・ 工事契約関連資料作成

## オ 工事

### (2) 工程と期間

1校あたり全体で5年程度とします。

【図表 243 期間イメージ】



### (3) 議論の進め方

#### ア 基本構想、基本計画の策定

改築懇談会（仮称）を中心に、アンケート、説明会のほか、ワークショップ\*等、地域住民間で話し合うことができる場の設定も検討します。

## イ 基本設計、実施設計、工事の実施

説明会、見学会の開催、広報誌・ホームページの活用などにより、広く情報提供を行います。

## 3 整備後の評価と次校整備への反映、本計画の見直し

改築後の学校についての点検・評価を行い、以後の改築計画に随時反映させていきます。

そのうえで、長期間にわたる学校施設の整備をより発展的に行うため、令和25(2043)年度までの24年間の計画期間を3期に分け、当初の計画期間を令和9(2027)年度末までの8年間としますが、各学校の改築にかかる期間、児童生徒数推計の実施時期、教育内容の変化、社会情勢の変化、建築技術の革新、本市の財政状況の変化など、様々な変動を考慮し、最後の1年を重複させ、次期の改定を令和8(2026)年度に行います。の中で、8年ごとに本計画の見直しを行います

見直しにあたっては、改築校の点検・評価および学校へのヒアリング結果をはじめ、教育環境の変化、最新の児童生徒数の推計値・その時に学校施設に求められる機能・役割、技術の進歩などを反映させていきます。

【図表 254 本計画の実施サイクル】

